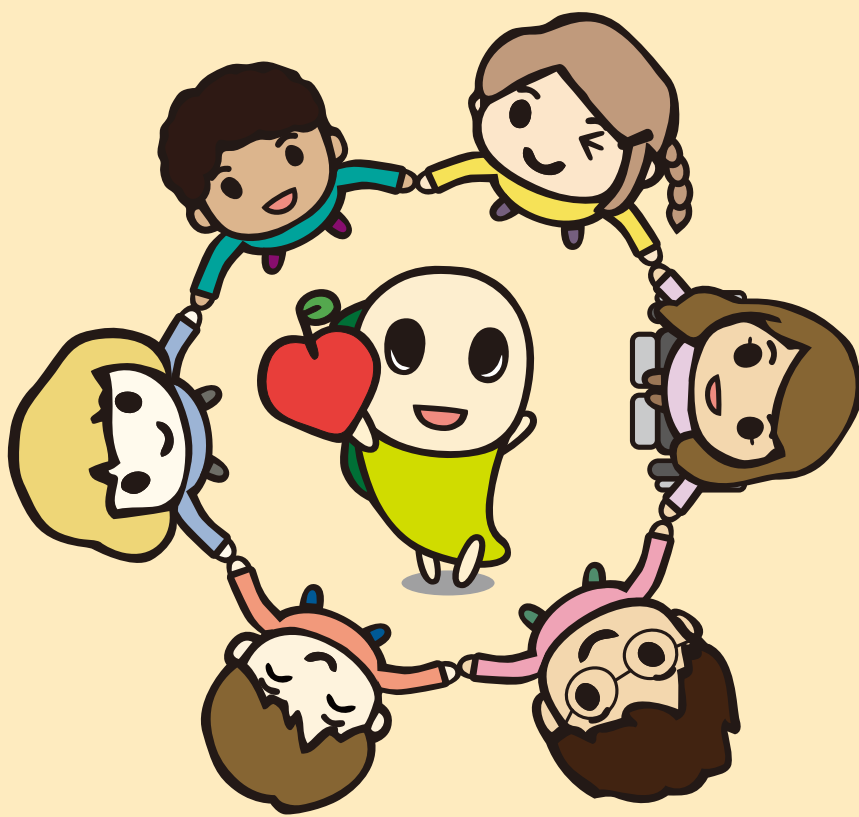


杉並区立保育園 保育実践方針



子どもの未来への可能性を信じ、
子ども・保護者・保育士同士が対話するなかで、
質の高い杉並の保育を築く

令和8年3月



「杉並区立保育園保育実践方針」の改定に当たって

子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの生活や育ちに様々な影響が見られるようになり、保育者のなかから「保育の質」について考える必要性があるとの意識が高まった平成20年9月に保育園職員を中心とした検討会が発足しました。

これまで保育者一人ひとりが行ってきた保育、区立保育園それぞれが培ってきた保育を伝え合い共有し、区立保育園の目指す保育として全園で進めていく必要があると考えました。区立保育園が大切にしてきた保育の質の維持・向上のための議論を重ね、社会状況や子育て家庭を取り巻く環境を考慮し、平成23年8月「杉並区立保育園保育実践方針」が策定されました。本方針を基に各園で話し合いを重ね、保育の実践と振り返りを繰り返してきました。

平成30年に「保育所保育指針」が改定され、乳児保育と3歳未満児保育に係る内容の充実とともに、小学校就学後につながる幼児教育（幼児期の終わりまでに育って欲しい姿）の共有化等が図られました。

時期を同じくし、区の保育施策も大きく変化しました。待機児童解消とその継続のため認可保育施設を核とした施設整備が進み、保育施設が2倍以上に増えました。子どもを受け入れる施設の量が安定（充足）したことにより、すべての保育施設において、より質の高い保育実践が求められるようになり、これを機に平成31年3月に保育実践方針を改定しました。

その後、国においては、令和3年9月に障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備の推進を図るため、「医療的ケア児及びその家庭に対する支援に関する法律」が施行されました。

また、令和7年10月に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設など、虐待対応の強化を図るため、児童福祉法の一部が改正されました。

区においても令和7年4月に児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）等の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、子どもの最善の利益を考慮することなどの基本理念を定めた「杉並区子どもの権利に関する条例」を施行しました。

こうした区立保育園を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、保育実践方針を改定しました。

新たな保育実践方針が、引き続き各園で活用され、区立保育園における保育の質のさらなる向上につながることを期待します。

令和8年3月

杉並区子ども家庭部保育課

目次

はじめに	4
第1章 保育実践方針の基本的な考え方	6
1 基本的な考え方	6
2 全体的な計画との関係	7
(1) 「全体的な計画」作成の観点	
(2) 本方針と「全体的な計画」との関係	
第2章 豊かな保育の実現に向けて	8
1 実体験に根ざした保育	8
(1) 感じる体験を重視	
(2) 豊かな体験の機会の提供	
(3) 体験におけるプロセスの重視	
(4) 子ども同士で考え合い協力して物事を進める力の育ち	
(5) 遊びのなかの「学び」を大切にする	
2 一人ひとりの成長発達を支える援助の実現	13
(1) 心地よく安心して過ごす生活	
(2) 一人ひとりに応じたきめ細やかな援助	
(3) 子どもの成長と学びの記録	
(4) 子育ての支援	
3 保護者と協力した「共育て」の推進	17
(1) 保育情報（記録）の保護者との共有	
(2) 保護者とのコミュニケーションの充実	
4 区民との保育経験の共有	19
(1) 地域子育てに役立つ拠点	
(2) 地域の保育施設との連携	
(3) 地域の保育・福祉・教育機関とのネットワークの強化	

5 保育における教育との連携	21
(1) 区立子供園との連携	
(2) 小学校との連携	

第3章 対話的保育と保育スキルの向上..... 24

1 対話的保育	24
(1) 実態に応じた保育計画	
(2) 対話的保育の実践に向けて	

2 保育スキルの向上	26
(1) 専門性について	
(2) 保育者同士の対話と振り返り	
(3) 保育を深める学びの充実	
(4) 保育の向上を考えるリーダー会議	
(5) 危機管理意識の向上	
(6) 子どもの心の健康と虐待等の予防	

第4章 保育環境の整備..... 29

1 保育環境をめぐる国や都の動き	29
-------------------------------	----

2 区への対応	29
(1) 現状	
(2) 課題	

3 今後の保育施策	30
(1) 保育の質の向上	
(2) 保育環境	

終わりに（本方針の活用にあたって）.....	34
------------------------	----

改定履歴

保育実践方針改定検討会メンバー及び保育実践方針改定作業部会（令和6年度）

保育実践方針改定検討会メンバー及び保育実践方針改定作業部会（令和7年度）

はじめに

保育所保育指針には、子どもの健全な心身の発達を図るため、子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場となることなど、保育所保育の基本となる考え方が明記されています。

区においては、令和7年4月に施行した「杉並区子どもの権利に関する条例」において、子どもに関する施策は、すべての子どもについて、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮することなどを基本理念として定めました。

この基本理念のもと、区立保育園は保育実践方針に記す保育を大切にすすめていきます。

● 子どもにとって大切な権利

「子どもの権利」は、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。

杉並区子どもの権利に関する条例が示す子どもの権利

全ての子どもについて以下を基本理念とします

差別的取扱いを受けないようにすること

その意見を尊重すること

その最善の利益を考慮すること

その健やかな成長が図られること

基本理念を定めたくて6つの権利を大切な権利として示しています

安心して生きる権利

- 一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- プライバシー、安心して過ごす居場所が守られます。



自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が大切にされます。
- 興味、関心があることに取り組むことができます。



育つ権利

- 年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ゆっくり休むことができます。



意見を聴かれる権利

- 必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- 子どもの思いや考え、意見が大切にされます。



守られる権利

- 暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- 心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。



個別の必要に応じて支援を受ける権利

- 国や性別などを理由に差別されません。
- それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。



※上記6つの権利は児童の権利に関する条約で規定されている権利をあえて限定したり、新たな権利として示したりするものではありません。

● 子どもを取り巻く大人の役割

それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

杉並区子どもの権利に関する条例が示す各主体の役割

杉並区

基本理念にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に策定し、実施します。

基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、区が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めます。

保護者

- 子どもの意見を聴き、意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考慮するよう努めます。
- 子どもが安心して安全に暮らすことができる生活環境の確保に努めます。

子ども関係施設

- 子どもの意見を適切な方法により把握し、意見を尊重して施設の運営を行うよう努めます。
- 子どもが安心して安全に過ごすことができる環境を整備するよう努めます。
- 子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めます。



区民

子どもの意見を尊重し、子どもが社会的活動に参画する機会を確保するよう努めます。

事業者

雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めます。

1 基本的な考え方

本方針は、杉並の保育において特に大切にしたいことを柱立てし構成している。

根底にある基本的な考え方として、以下の4つの視点や姿勢が存在する。

「子どもを有能な学び手と捉える『子ども観』」

子どもは、一人の人間として今を生きる主体的で有能な学び手である。子どもを信じ（肯定し）可能性を発見する保育、これが杉並の保育の根幹である。

特に、人と心地よく交わる「共感的知性」と物事に関心を寄せ熱中して取り組む「探究的知性」の獲得を改めて日々の保育にデザインし、二つの知性をバランスよくじっくりと育むことが大事である。

「意識化」

子どもの思いを見逃さずに受け止め、応答的に関わることで保育は確実に向上する。「子どものサインにはすべて意味がある」など、本方針は、意識化という視点で保育を提起している。

「保育記録の作成と共有」

多くの実践が保育者の頭の中にしまい込まれている現状を克服し、生かし合うことができると保育の質が高まる。その鍵を握るのは、保育記録の作成と共有である。個人情報を保護しつつ保育園と保護者との「共育て」を進め、さらに「地域の子育ての支援」のために欠かせない取組である。

「対話と振り返り」

すべての保育実践において、対話と振り返りは重要である。保育者相

互の対話に基づく実践を行うためには、より良いチームワークが大前提となる。対話と振り返りは、明日の保育を切り開くことにつながる。

大人になってからも他者を認めつつ自らも学び、様々な困難や課題にチャレンジしていく大切な素養を身に付けていくことは、未来に向けての財産となる。

2 全体的な計画との関係

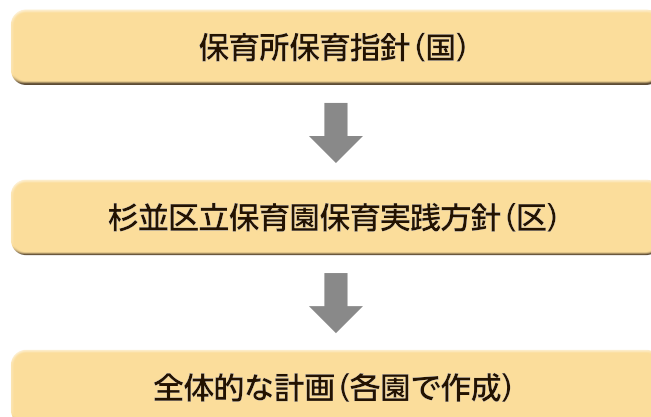
(1) 「全体的な計画」作成の観点

「全体的な計画」を考える際、保育所保育指針にある「保育の目標」から直ちに日々の活動内容が導き出されるものではなく、保育の活動のなかに目標があり、それぞれの子どものなかに目標があるという観点が重要である。また、地域性や各園の文化も大切にしたい。それらの検討のなかから、保育園ごとに「全体的な計画」を作成する。

(2) 本方針と「全体的な計画」との関係

本方針は、国が定めた保育所保育指針を基に、区として保育の質を高めていくために策定したものである。本方針の趣旨を理解し、各園が保育者全員で「全体的な計画」作成に取り組むことが大切である。

<保育実践方針の位置づけ>



第2章 豊かな保育の実現に向けて

1 実体験に根ざした保育

子どもは、遊びのなかで育ちます。五感（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚）を使って遊びのなかで様々な体験をし、体も力強くなっていき、知性も育ってきます。

また、そばにいる友だちや大人との関わりも経験します。人との関わりは、決して快いものだけではなく、ときには譲ったり我慢したりしますが、次につながる貴重な経験となっていくます。

このように、心と体を使ったたくさんの体験を通して、子どもは様々な感じ考え、生きる力の基礎を育んでいきます。

しかし、家族形態の多様化、少子化、情報化、地域社会のつながりの希薄化などが進むなかで、かつては誰でも普通に経験できたことが子どもの周りから消えてきています。

乳幼児期の体験は、大人になって振り返ると、自分の記憶に残るもの、定かではないものと様々ですが、子どもは今を生き、常にリアルタイムの世界で学んでいます。子どもにとっての年齢、育ちにあった豊かな貴い経験を、保育園・家庭・地域がそれぞれに、協力して提供することがとても大切です。

保育のなかで、豊かな体験の機会を提供し、急ぎ過ぎない積み重ねのなかから、子どもの自信、相手を認め思いやる力、探究心、人と交わる楽しさなど、豊かな感性と知性を育んでいくことに努めます。

子どもが実際に経験し、気づきや学びにつながる実体験に根ざした保育は、今の時代だからこそ改めて意識し大切にしたい営みです。園内外の環境を最大限に活用し、子どもたちとともに精一杯豊かな体験の機会をつくり出していきます。

(1) 感じる体験を重視

■ざらざら・どろどろ・べたべた・ぬるぬる体験と身体を使った活動

- 身近な生活のなかで経験が少なくなった砂や泥あそびなどを通じて、ざらざら、どろどろ、べたべた・ぬるぬるの体験をする。土、

砂、石、水、草など自然の素材との出会いを通じ、子どもは自由に、熱中して遊ぶ経験をする。

- 身体を十分に使って遊ぶなかで乳幼児期は、くぐったり、またいだり、段差や傾斜の登り降りなどを経験する。最近では歩くことが不足する傾向にあるので月齢や年齢が上がってきたら、散歩に出かける機会を多くつくり、そこでの遊具あそび、かけっこなど体を大きく使った経験をする。

■「感じる」ことを共有し表現する喜びへ

- 感じたことを子どもたちが意欲的に表現する力(手足などの動きや言葉にならない言葉)や、知的好奇心から自ら行動範囲を広げていく力を獲得するために、感じる経験を積み重ねていく。

(2) 豊かな体験の機会の提供

■子どもの意思表示と社会の一員として認められる経験

- 子どもは、生まれた時からその年齢なりの表情や仕草、言葉や態度で自分の気持ちを表す。子どもは、大人との愛着関係のなかで安心して気持ちを表すようになっていく。その経験を積み重ねることで自己肯定感が育まれていく。保育士は、子どものサインを見逃さず受け止め、安心して意思表示ができる関係を構築していくことが大切である。
- 乳幼児期の意思表示は初めての社会への参加となる。自分の思いを安心して表し認められる経験の積み重ねは、子どもの自信や意欲を獲得していくことにつながる。大人は、子ども一人ひとりの意見に耳を傾け、子どもが自分の意見を表すことができると思える体験を積み重ねられるようにしていく。

■本物との出会いと想像力

- テレビ・タブレット端末などによる仮想（バーチャル）の世界にかたよらない、現実との出会いや実体に触れる機会をもとに、わくわくするような経験を大切にする。
- 子どもは、物、食べ物、生き物との出会い、自然との触れ合い、本との対話、人との会話などから様々な夢、想像、物語を膨らませて

いく。保育者も豊かな世界をともに味わい温かく見守り援助していく。

- 音楽や劇などの豊かな文化に接することで子どもたちは、感激や驚き、憧れなどを得ることができる。豊かな文化との出会いは、豊かな感性を培うことにつながる。

■同年齢や異年齢の友だちとの関わりを通じた社会性の学び

- 友だちとのトラブルも貴重な経験ととらえ、自己主張の仕方とその限度、相手の気持ちを理解することの大切さなど社会性の学びにつながる。
- 異年齢交流の活動を意識的に取り入れ、相互に育ち合う関係を大切にするとともに、遊びを伝え合うなどの経験をする。

■危険を回避する力

- 安全な環境のもと、伸び伸びと身体を使って遊ぶなかで、危ない場所や気を付けなければいけないことなどを知り、危険を回避する力が培われる。

■遊びを通して育まれる様々な気持ち

- 友だちとの関わりの中かで、感情的な行き違いや欲求の対立などを経験することで、他者の気持ちに共感したり、慰めたり、助けたりする思いやりの気持ちが育まれる。
- 子どものやり遂げたという気持ちを大切にし、自分なりの満足感や達成感を感じることができるよう援助する。



■不思議の探究

- 身近な物や生物、自然に触れ合うなかから子どもが感じた「なぜ？」「どうして？」という不思議に思う気持ちや「知りたい」と思う気持ちを見逃さず、一緒に驚き考え合うことで子どもの興味、関心を育んでいく。
- 子どもが不思議の世界（生長や季節によって形を変えていく自然物など）にたくさん巡りあえるよう、自然に触れる経験を大切にしてい

■「おいしい」を育む

- 子どもの食事は母乳やミルクから始まり、離乳食が加わり、幼児食と進んでいく。その間にいろいろな食材や味に多く出会う。いっぱい遊んでおなかを減らすと食べることへの欲求や楽しさが自然に高まっていく。毎日の生活のなかで食に関する習慣や知識を身に付けていくことが、心と体の健全な発育・発達の基礎となる。乳幼児期からその習慣が付くように、家庭とも連携していく。
- 食材の栽培や調理体験など、子どもの『好きなもの』が増えていくような食育活動、季節や伝承行事を取り入れた給食を通して誰かと一緒に食べることの楽しさを味わえるようにする。
- 子どもの声に耳を傾け、保育者が連携して、その子のそのときにあった給食・食育活動を行っていく。

(3) 体験におけるプロセスの重視

■繰り返しの中で培う達成感

- すぐには結果を求めず、「もう一回やろう」「おもしろかったね」「やってみよう」といった経験の積み重ねを大切にする。繰り返し体験することで、子どもが自信と達成感を得られるようにする。

■実体験から過程を知る経験

- 既製の物や情報にかたよらず、子どもたちの実体験から物事の過程を知る経験を積み重ねていく。植物や動物が育っていくなかでの変化を知る経験、自分たちの作ったおもちゃで遊ぶ経験、育てた野菜を食べる経験などプロセス全体を知り、そこで子どもたち一人ひと

りが感じることや発見することを大事にする。

(4) 子ども同士で考え合い協力して物事を進める力の育ち

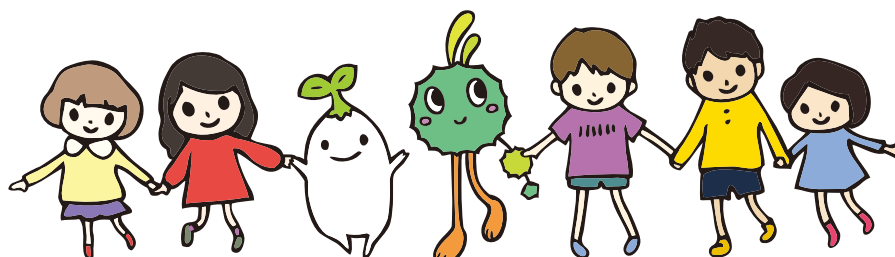
■年長児の試行錯誤を通じた協同的な学び

協同的な学びとは、子どもたち同士で実現したいことを考え、その願いを目指して、互いに協力して進めようとするなかで得られるものである。

- 子どもたちが自分の意見を出し合い、伝え合うなかで、思いを発展させていけるような経験をしていく。
- 協力して取り組んだことを互いに喜び合える経験を保育者も、ともにしていく。

(5) 遊びのなかの「学び」を大切にする

- 乳幼児期は、生きる力の基礎を遊びを通じて学んでいく。創意工夫しながら遊ぶことで、考える力や問題を解決しようとする力、コミュニケーションを図る力、社会性などが育まれる。
- 子どもが興味をもって遊びに向かい、「なぜ？ どうして？」と好奇心を追求したり「こうすればいいかな？」と探究したりすることが学びの芽につながっていく。
- 「遊びを通じた学び」は、子どもの自発性が鍵となる。自発性を引き出すためには、「環境」の構成が重要であり、物的、人的、社会的環境について保育の意図をもって、遊びたいと思える魅力的な環境を構成していく。



2 一人ひとりの成長発達を支える援助の実現

子どもは（人は）、一人ひとり違います。

すべての子どもが自分のなかに芽生えた欲求や希望を叶え、その子らしく成長していくことは、その子の権利です。成長の過程で他の子ども（他者）にも自分と同じような思いがあることを知り、お互いを認めつつ、調和しながら欲求や希望を実現させていくプロセスを学ぶことはとても大切なことです。このことは、社会の一員として生きていく力になります。

乳幼児期は、心身ともに大きく成長する時期で成長の仕方は一人ひとり違います。子ども一人ひとりの今をしっかりと見つめ、その先の未来を視野に入れ、保育者（大人）が応答的に関わることで子どもたちは育っていきます。

子どもは、乳幼児期にありのままを受け止めてもらうなかで自分が「愛されている」「大切にされ認められている」といった安心や満足を感じます。そこから得られる自己肯定感が新しいことに挑戦するエネルギーの源になります。

集団のなかで、人と関わる経験を通して成功や失敗を繰り返しながら人と交わる力を獲得していきます。また様々な物、自然、出来事に関わり、「なぜ？どうしてだろう？」と感じ関わる体験を通して、探求する心の基盤が育っていきます。

本項の「一人ひとりに応じたきめ細やかな援助」で述べる「子どものサインには全て意味がある」「多様な発達への援助」「成長の連続性を意識した実践」は、方針全体の中心となる重要な課題です。これを実践のなかで深め充実させていきます。

日々の保育を振り返り、語り合うなかでより良いチームワークを築き、保護者とともに子どもの成長を援助していきます。

(1) 心地よく安心して過ごす生活

■情緒の安定

- 情緒の安定のために、保育者との信頼関係（愛着関係）をつくっていく。子どもを受容し、その子の成長段階と個性に応じた、きめ細かく温かみに溢れた保育者の接し方、対話が不可欠である。

子どもの状態を理解するために、担当保育者だけでなく複数の保育者による実践の振り返りや、子どもとの接し方などについて話し

合いをしながら対応する。

■大切にされ認められる満足感（子どもの自己肯定感）

- 保育の基本は、子どもを肯定する温かいまなざしと接し方である。これを子どものすべての成長過程において貫く。
- 子どもは、自分が大切にされ認められていることを感じるることによってのびのびと元気に育つ。また、自分が認められることによって、人を認める心が育つ。乳幼児期に子どもが自己肯定感をもち育つことはその後の成長にとって大変重要な意味をもつ。
- ありのままの自分を乳幼児期に受けとめられ、どのような気持ちも温かく受けとめられることが子どもの自己肯定感につながり、愛されているという実感が新しいことに挑戦しようとする力を育んでいく。

■環境の充実

- 少人数で過ごせる人的環境や、くつろいだり、隠れたり、邪魔されずに遊べる適度なスペースを設ける。子どもがハイハイし、歩き出すような時期の行動要求に応えるため、室内から戸外へと行動範囲を広げられるよう、安全に配慮した施設環境を確保する。乳幼児期には少人数の集団のなかで、特定の保育者との関係づくりを行うことが心身の安定した成長の支えとなる。

■保育者の専門性向上

- 子どもの発達について研修など専門的知識を高める機会を設ける。更に、園内で実践の「経験の伝え合い」や、保育者同士が共感しあって保育をつくっていく「学び合い」の機会を設定していく。

(2) 一人ひとりに応じたきめ細やかな援助

■子どものサインには全て意味がある

- 子どもの発する言葉、表情、行動には、すべてその子にとっての意味があると捉え、複数の保育者の専門的見地を出し合い、より良い援助の仕方を見出し、保育を実践していく。

■多様な発達への援助

- 一人ひとりの発達を理解する。

その子の発達の可能性を見出し、興味関心に応じた援助をしていく。

■成長の連続性を意識した実践

- 児童票などの保育記録は、担任が変わっても育ちの連続性が保たれるよう意識して作成する。
- 一見わがままとも見える子どもの行動は、要求表現の発達に欠かせず保育者の温かい応答によって次に歩みを進めていく。子どもの成長の連続は、継ぎ目ない大人の援助によって支えられることを再確認し、保育の営みのなかで実践する。

■集団のなかで育ち合うための個別配慮

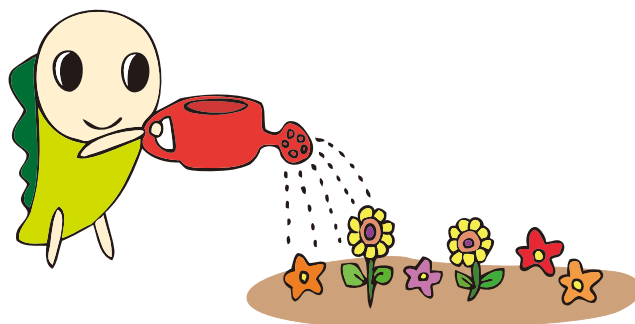
- 障害や医療的ケア、外国にルーツのある子どもなど、多様な個性をもった子どもたちが、個々に必要な援助を受けながら集団のなかで育ち合うためにインクルーシブな環境を整え、安心して生活できるよう配慮する。
- 特別な配慮を必要とする子どもが、集団のなかで育ち合うための保育上の配慮について、心理職による巡回指導・相談を受け、保育者の専門性のスキルアップを図りより良い保育を実践する。

(3) 子どもの成長と学びの記録

- 無限の可能性をもつ子どもの成長のために一人ひとりに応じた援助が必要である。援助の形は、その時々で変化する。保育者は、子どもの姿を記録し、保育を振り返り、実践することを繰り返していく。子どもの成長過程を理解し、次の対応についての手がかりを得ていく。
- 記録は、全体の記録や個別記録など様々な視点から、エピソード、保育者とのやりとり、生き生きとした子どもの姿を要点記録していく。記録を考察するなかで子どもの喜びや訴えのサインを読み取ることに役立てる。
- 保育者は、子どもとの対話のなかから、子どもの関心や探求心が広がっていく可能性を見つけ出すことに努める。それらは、子どもの育ちの過程として保護者と共有していく。

(4) 子育ての支援

- 保護者の就労条件や家族形態が多様化し、地域のつながりが希薄化している現代社会において、保護者の努力だけで子育ての環境を整えることは容易ではない。保育園は保護者の様々な状況を受け止めつつ、子どもが最善の利益を得られるよう保護者を励まし、子どもの成長発達を共有し子育てを支えていく。



3 保護者と協力した「共育て」の推進

子どもは、家庭・保育園・地域社会の輪のなかで、様々な人と関わり育っていきます。特に保護者と保育園との協力は、子どもにとって大変重要な意味をもっています。

保護者と保育園、双方の協力のもとに、子どもは安心してのびのびと育っていくことができます。近年、保護者の仕事や生活、価値観が多様化し、コミュニケーションの方法も様々になってきています。今まで以上に保護者と緊密に連携していくことが大切です。そのために、子どもへの思いを共有し、保護者と保育者が一緒に子どもを育ていく「共育て」を進めます。

子どもを育てることの喜びや楽しさを、保護者とともに感じ合う保育を大切にしていきます。上手くいかないときも悩むときもありますが、家庭と保育園とが表に現れる姿のみにとらわれることなく、子どもの心の深いところから理解するように努め、ともに悩み考えていく関係構築に努めます。

(1) 保育情報（記録）の保護者との共有

■保育記録の共有

- 「共育て」には、保護者と保育情報（記録）を共有することが大変重要である。児童票、保育日誌、指導計画などを共有することで、子どもの育ちや保育の向上につなげていく。区立保育園においては、小学校に送る「保育所児童保育要録」も保護者と共有する。

■子どもの様子の伝え合い

- 保育の様子の配信・掲示、連絡帳・写真・動画での相互伝達、送迎時の会話など様々な方法と機会を活用して、子どもの様子を伝え合う。保育園と家庭とが子どもの様子を共有し相互理解を深めることで、保護者の不安の軽減や解消につなげる。

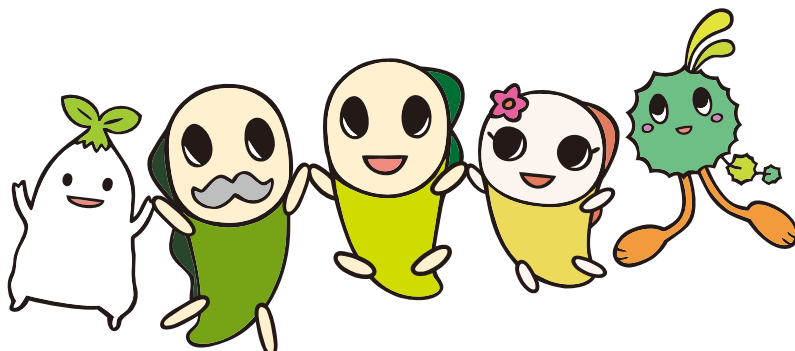
(2) 保護者とのコミュニケーションの充実

■保育園（保育者）と保護者との対話の充実

- 子育ての感動や成長を保育園と保護者が互いに伝え合うことを基本とする。
- 送迎時や保育参加などの機会を通じて、子育ての悩みや不安などについて気軽に相談や意見交換を行っていくことのできる関係を目指す。

■保育者のコミュニケーションスキルの向上

- 保育者は、子どもの様子や、保育の方針などを分かりやすく伝えることのできる記録方法を学び、保護者への伝え方「共育て」にむけた対話の仕方などに関するスキル向上を目指す。
- 子どもの成長・発達過程などについて理解を深め、保護者からの多様な質問や疑問に応えられる力量を身につけるとともに、保育に関する専門知識を学び、より広い見識を備えるように努める。
- 保護者の就労や生活の背景にある社会情勢を理解し、一人ひとりの子どもの家庭での生活を保護者と共有する。



4 区民との保育経験の共有

保育園では、ふれあい保育や身体測定、園庭開放など、在園児以外の地域の子育て家庭を対象とした様々な保育の提供を行います。それらは、保育園の役割のひとつの地域支援や保護者支援であり、保育園が区民に保育を提供するという姿勢に基づくものです。

保育者が子どもとの関わりのなかで経験する喜び、見通し、反省などを、保育園の保護者や家庭で子育てをする保護者にも知ってもらい共有することで、日々の保育は一過性のものではなく、区民と保育園がもつ子育てのノウハウを蓄積する営みとなります。

区立保育園は、保育園などが行う行事や地域交流などをきっかけに、子育てについて気軽に保護者と対話し、保育経験の積極的な発信によって子育ての経験を広く区民と共有し、地域社会全体に子育ての理解と共感が広がっていくことに貢献します。

(1) 地域子育てに役立つ拠点

■地域に根ざした保育園ならではの活動

- 保育園で開催する地域へ向けた事業（催し）での出会いや交流をきっかけに、保育園が子育ての個別相談や子どもへの接し方、遊ばせ方、年齢に応じた食事の仕方などについて体験できる施設であることを理解していただけるよう、地域の子育て家庭に発信する。

■子育てのパートナーに

- 情報の発信は、子育てに悩む人、話を聞きたい人などとの直接対話につながることを期待される。保育園を身近に感じられるメッセージを発信することで、保育園に対する理解と共感が広がり、保育者と向かいあって話すことで、子育ての悩みや精神的負担などを和らげる良い機会になると考える。

(2) 地域の保育施設との連携

■保育経験の情報化

- 保育園は、これまでの保育の積み重ねにより蓄積した情報を保育園の保護者への紹介にとどまらず、中核園から地域の保育施設へ紹介するなど様々な手段を用いて発信していく。情報化の取組は、保育者の保育事例の共有や保育研究を推進し、杉並の保育を高めていくことにつながる。

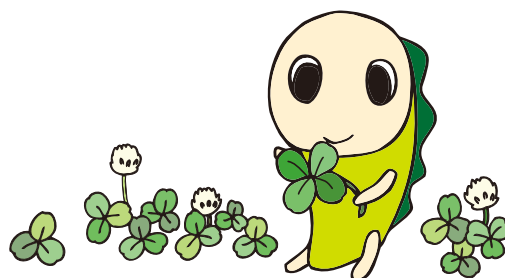
■保育施設間の連携

- 区内には規模や環境の違う様々な形態の保育施設が存在する。区全体として保育の質の維持・向上を図っていくため、中核園が地域の保育施設をつなぐ役割を担い、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進など保育内容の向上に向けた取組を行っていく。
- 本方針や中核園の取組、保育実践の手引き、研修・巡回相談などを活用しながら、杉並の保育の質の維持・向上を図るとともに子育て世代を応援し、未来を創る子どもたちの育ちを支えていく。

(3) 地域の保育・福祉・教育機関とのネットワークの強化

■子どもに関わる各機関との連携強化

- 区の「要保護児童対策地域協議会」を構成する保育園、児童館、保健センター、小学校、児童相談所など乳幼児に関わる機関で、それぞれのノウハウを伝え合い、役割を整理・分担し連携強化を図る。
- 様々な状況に置かれている家庭が、地域や関係機関とのつながりがもてるよう、行政機関及び民生委員、主任児童委員などが一体となって連携し支えていく。



5 保育における教育との連携

保育園では、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人ひとりに応じた保育を行っています。遊びと生活が充実し、発展することを援助しています。子どもなりに好奇心や探求心をもち、問題を見出したり、解決したりする力を育てることや、豊かな感性を発揮する機会を提供していくことを大切にしています。

乳幼児期の保育を通して育まれた資質・能力を踏まえ、子どもが主体的に自己を発揮しながら学びに向かえるよう小学校との円滑な接続を図ることが大切になります。子どもの発達と学びの連続性を確保するために、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手がかりに保育士と小学校教師がともに子どもの成長を共有することが大切です。

(1) 区立子供園との連携

㊦ 子供園の発足と幼保一体化

平成18年度から、保育園と幼稚園の両施設の機能をあわせもつ「認定こども園」制度が国において発足した。これに対して杉並区では、平成22年度以降、区立幼稚園を発展的に転換して、区独自の幼保一体化施設である「杉並区立子供園」（以下、「子供園」という。）の整備を進め平成25年度までに区立幼稚園6園全園が子供園へ転換した。

このことにより、子供園は、従来の区立幼稚園と保育園の機能を融合させ、保護者の就労の有無にかかわらず幼児（3歳以上）を受け入れ、幼児教育・保育を行う施設となった。

一方保育園においては、新たな保育所保育指針にも見られるように、幼児教育を行う場であることが重視されている。

幼稚園と保育園は、長い歴史を有し、それぞれに特色ある教育・保育の蓄積がある。両施設の連携に当たっては、お互いの特長を生かし、相互理解を深め、就学前教育・保育を更に一層充実させていくことが求められている。

①就学前教育・保育の発展

保育園も子供園も、子どもたちが主体的に遊びに取り組むなかで、学びの基礎となる力を培うことを大切にしている。

保育園では、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」などに基づく子供園の実践を踏まえながら、就学前教育・保育の充実を図ってきた。

平成29年度には、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」が改訂され、新たに「幼児教育において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されたことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し資質・能力を育むのかという視点から、平成30年1月に杉並区立子供園育成プログラムを改訂し就学前教育・保育の充実を図っている。

令和元年9月には、就学前教育施設の更なる質の向上を目指し、区内全ての幼稚園・子供園・保育所等に対する教育的支援を総合的に行うため、杉並区立就学前教育支援センターが開設された。

同センターでは、「就学前教育の調査・研究」「就学前教育の質の向上」「幼保小連携の推進」「発達障害児等への教育的支援」に関する事業を実施し、保育者向けの研修開催、子供園の教育課題研究や協働研究の周知を通して、保育・教育の垣根を越えた保育者の資質・能力向上を図っている。また、幼保小の架け橋プログラムを推進し、小学校と就学前施設との連携事業を通して教育・保育の充実に努めている。

(2) 小学校との連携

- 小学校との連携は、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」等に基づき、計画的に取り組んでいる。イベント的な交流だけでなく保育者と教師が話し合う機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、子どもの育ち、大人の関わり方を伝え、子どもの見方を継続していくことも連携の大切な要素である。また、子ども同士の交流は就学に向けて期待を高める取組となる。

- 「保育所児童保育要録」は、保育園での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへつなげていく役割を担っている。保育園の生活を通して一人ひとりの子どもが育ってきた過程を振り返り保育における援助や配慮を踏まえ、子どものよさや全体像が伝わる様に記録し、育ちを支える資料として小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものである。
- 特別な配慮が必要な子どもには、「就学支援相談」を活用し「就学支援シート（すばるⅡ）」に子どもの特性や支援の状況、保護者の思いを記し、小学校へ情報提供することで乳幼児期から学童期への支援の継続を図る。また、保育園等で保育する医療的ケア児においても、保護者・保育園・小学校・医療等、関係機関で緊密に連携し就学へ向け円滑な接続を図ることが大切である。



子ども主体の対話的保育を勧めるためには、保育の手立てと保育者のスキル向上は欠くことができません。

保育の手立てとして、子どもの発達のだん筋をもとに保育実践と子どもの様子などを踏まえて保育計画が作成されます。しかし、子どもの育ちは、計画を立ててもその通りに進まないことも多く、計画をもとに実践のなかで子どもの心の動きを汲み取り、次の保育の方法を考える実践と振り返りの繰り返しが重要になります。

保育者のスキルと専門性は、知識と経験を積み重ねていくことで高まります。保育者は、常に学び続けていくことが必要です。

保育者の専門性を高め、保育スキルの向上を目指していくことが保育の質の向上につながります。

1 対話的保育

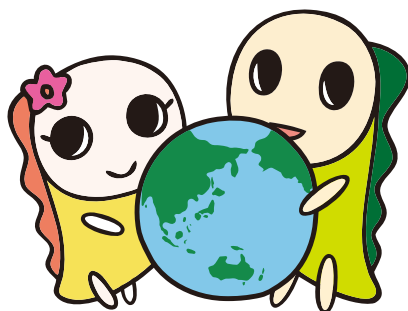
(1) 実態に応じた保育計画

- 保育は、子どもの成長・発達を十分に考慮することが重要であり、計画を立て、実行し、評価し、また計画を立てることによって営まれる。保育者は、子どもの思いを受け止め、試行錯誤しながら援助する役割を担っている。子ども自身の思いや欲求を受け止めながら進めていくことが大切である。
- 子ども主体の対話的な保育の実践は、子どもの育ちと学びを創る重要な役割がある。対話的な保育を展開するために必要なものは、子どもとの対話に根ざした取組である。

(2) 対話的保育の実践に向けて

- 保育計画は、子どもたちの様々な思いを受けとめ、対話するなかで変化していく。保育のねらいや予想される子どもの姿に合わせて柔軟な発想をもって作成していくことが大切である。

- 対話的保育実践の鍵を握るのは、日々の記録である。保育のなかで子どもと対話しながら気づいた変化、疑問、喜び、悩みなどをメモし、それをもとに保育者集団が保育について話し合い、実践を試みる。この繰り返しが重要である。
- 保育者同士が保育に関する疑問、悩み、喜びを伝え合う関係が、すべての出発点となる。ともに語り学び合う保育者集団をつくることが保育の質の向上につながっていく。
- 杉並区では、画一化された保育ではなく、子どもとの対話や保育士同士の振り返り、意見の出し合いを通じた柔軟な保育を実践しているため、マニュアルは作成しない。



2 保育スキルの向上

(1) 専門性について

保育者の専門性は、知識と経験が必要であり常に学びを重ねていくことで培われていく。一人ひとりの思いに気づく「子どもを見る目」と、子どもに寄り添った柔軟な対応が必要である。

保育士をはじめ、保育に携わるすべての大人は、その子が何を求めているのか、何に不安を感じているのか、子どもの気持ちを理解し、発達の過程を踏まえつつその対応を見出していく。子どもの少し先への挑戦にも思いをはせながら、その道筋がつくよう援助していくことが大切である。

保育者が子どもと関わり実践を深めていくこと、互いの実践を振り返り学び合うことで保育者同士の共通理解が図れ、協働性が高まり保育の質が向上していく。

(2) 保育者同士の対話と振り返り

本方針の実践には、保育者同士が意見を出し対話をしていくことが欠かせない。日々の保育、子どもの様子に関する感想や見解を出し合い、次の保育につなげていくことが子どもの育ちを支えていく。それらの取組は、日常的で不可欠な保育実践になる。

保育での悩み、疑問、そして“ひらめき”を含む新鮮な発想を出し合い、保育経験に関わらず率直に意見を交すことで保育のスキルと質の向上がなされていく。

保育所保育指針における「保育の内容等の自己評価」においても、保育士などが自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。その際の留意点として、自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合いなどを通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にする旨が規定されている。

保育は、チームワークのなかで、自分と他者との感性や意見を出し合うことで磨かれていく。その取組がなされることが大切である。

(3) 保育を深める学びの充実

- 杉並区では、保育課主催の実務研修など多くの研修を行っている。研修で得た知識を実践に結びつけ、園内で学び合い、日常の保育を考え合う討議や研究につなげることで保育が深まっていく。
- 研修において最も効果が上がるものとして園内研修がある。園内研修を通して保育の課題を見出し、解決策を検討考察することは、保育の学びとスキル向上へつながる。全園で学びを共有し深めていくことで、保育が伝承され、区全体のスキルを向上させていく。
- 福祉職である保育士は、複雑化、複合化する支援等のニーズにきめ細やかに対応することが求められている。視野を広げ、新たなスキルを習得する機会として、「杉並区福祉職人材育成方針」の下、総合的な福祉職育成の観点からジョブローテーションを行っている。

(4) 保育の向上を考えるリーダー会議

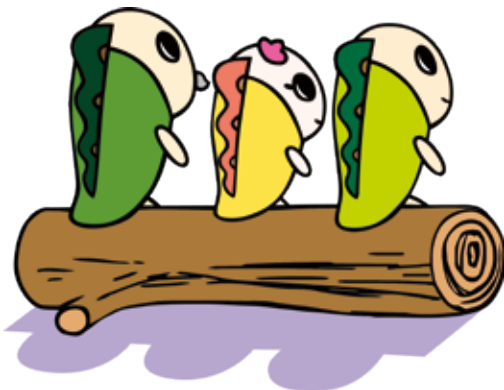
杉並区では、園長、主査とともに各園の保育の柱として保育の質の向上を進めるリーダーが選出され、「保育の向上を考えるリーダー会議」に参加する。リーダーは、情報共有を通し学び合い、そこで得た知識を持ち帰ることで自園の保育の質の向上を目指し、杉並の保育の質を支えている。この活動が各園において保育討議を活性化させ、保育者のスキル向上（人材育成）をもたらす。本方針の現状や展開を情報共有していくうえでも、貴重な役割を果たす会議である。

(5) 危機管理意識の向上

- 子どもたちの命を守るための危機管理については、安全に配慮した保育環境の確保とともに、ケガや事故、災害など不測の事態が生じた場合、迅速に対応できるよう組織的に訓練や研修を行っている。また応急保育マニュアルや危機管理マニュアルに基づき災害時の対応への意識を高め有事に備えている。
- いかなるときも、子どもの生活を保障するために保育園が知り得た個人情報については、細心の配慮を払い取扱う。

(6) 子どもの心の健康と虐待等の予防

- 子どもの心の安定が保たれ、健やかな生活が保障されることは、保育の基本である。送迎などの機会を通じて、子どもの心身の状態や家庭での生活を把握するよう努める。子どもの身体、情緒面や行動、言動などの小さな変化を見逃さないことが、虐待等の予防・早期発見・早期対応につながる。
- 不適切な養育の兆候や虐待が疑われるとき、また保育園職員による虐待の可能性がある場合は、通報の義務がある。関係機関と連携し適切な対応を図っていく。



第4章 保育環境の整備

1 保育環境をめぐる国や都の動き

国が待機児童対策として計画した平成25年からの待機児童解消加速化プラン、平成30年からの子育て安心プラン、令和3年からの新子育て安心プランにより、保育の量の拡大が行われ、待機児童は大幅に減少した。

平成27年4月1日施行の子ども子育て支援法の一部改正が令和6年6月12日に公布され、保育政策は、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援、保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善への転換期を迎えている。

2 区の対応

(1) 現状

■働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

- 保育施設については、認可保育所等を核とした施設整備を進め、地域別・歳児別に必要な保育定員の確保に取り組んできた結果、令和7年4月には8年連続で待機児童ゼロを達成し、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現した。
- 区立保育園の園長経験者や心理専門職などが区内保育施設を訪問し、継続的に支援を行うとともに、令和5年度に中核園を7園から10園に拡大し、地域の保育施設との連携による地域懇談会や保育士の交流、合同研修などの取組を充実することで、保育の質の向上を図っている。
- 病児保育室については、令和6年度に5室となったが、地域偏在の解消を求める声や多様な受け入れの病児保育室の検討も求められている。
- 区立保育園及び区立子供園に登降園管理システムを導入し、多様な

ニーズに対応した保育サービスの提供を推進した。

- 医療的ケア児が、住み慣れた地域で生活を継続できるように、保育園・学童クラブ・区立小学校での受入れを引き続き行い保健・医療福祉・教育等の各分野が連携し、医療的ケア児やその家族が切れ目なく相談や支援などを受けられる体制の取組を始めている。

(2) 課題

地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から切れ目のない支援の充実が求められている。

また、保育施設の増加と様々な種別の保育施設が運営されている状況を踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、更なる保育の質の確保・向上に向けて、取り組んでいく必要がある。多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められている。

3 今後の保育施策

区内に約200か所の様々な種別の保育施設があることを踏まえ、地域の保育施設が連携・協力しながら、保育の向上に向けて取り組んでいく必要がある。そのために地域をつなぐ役割を担う中核園の強化、乳児等通園支援事業の実施、障害児保育の充実と医療的ケア児の支援の拡充、緊急時のセーフティーネットの体制整備など多様化する保育ニーズへの一層の対応が求められている。

また、子どもたちが安全に安心して育つためには、保育環境の確保が欠かせない。人的環境と物的環境の両面から保育環境を整備していく必要がある。

(1) 保育の質の向上

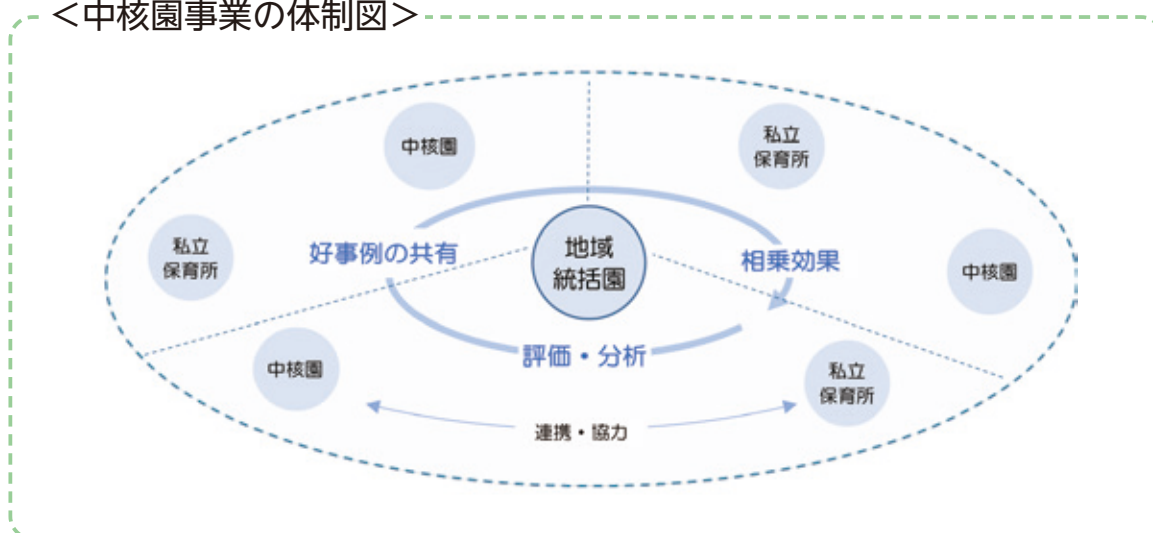
■中核園事業

令和2年4月から、区内の各地域における保育の質の維持・向上のため、中核園事業が始まり、地域における保育施設間の連携・情報共有等の推進等、保育内容の向上に向け取り組んできた。令和5年4月に区

立園10園が中核園となり、更なる保育の質の維持・向上のために、子どもへの豊かな体験及び保育施設で勤務する職員の資質の向上を図り、よりよい保育の提供を目指し地域の保育施設間をつなぐ役割を担っている。

現状では、職員体制上、中核園の取組への参加が難しい状況や取組で得た学びを保育に活用できずにいる状況の園がある。このことから、各地域の保育施設が中核園の取組を保育実践で生かせるよう、支援を充実させていく必要がある。今後は、区立保育園全27園を中核園化し、これまでの連携・協力体制は維持しつつ、より身近な地域で取組を展開していく。既存の10園は（仮称）地域統括園となり、中核園の機能に加え、従来の10地域を単位とした取組も担う。

<中核園事業の体制図>



■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

こども家庭庁の「こども未来戦略方針（令和5年6月）」で、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の運用が始まる。育児の不安や悩みを抱えている子育て世帯が孤立しないよう保育所等を利用し、子育て世帯を支え子どもの成長の機会の充実を図る。

■障害児保育の充実と医療的ケア児の支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害児が身近な地域で安心して生活できるよう障害児支援の充実が求められている。

区では、平成28年度に医療的ケア児の受入れを開始し、令和3年4月に策定した「杉並区立保育園における医療的ケア実施ガイドライン」を適宜見直すなど、障害児指定園を中心に受入れの充実を図ってきた。

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援が、地方公共団体の責務となった。地域で暮らす医療的ケア児が増加していることから私立保育園での医療的ケア児の受け入れも始まった。

医療的ケア児を含むすべての子どもたちが、集団生活を通して様々なことを体験し、それを共有し、相互に豊かな関わりをもてる保育の実施に取り組んでいく。

■緊急時のセーフティネット

地震等による発災後の応急保育マニュアルの作成や不測の事態等に対応する緊急一時保育の実施など、緊急時等における保育の継続体制の整備を進め、地域の保育施設との連携・協力体制を強化、整備する。

(2) 保育環境

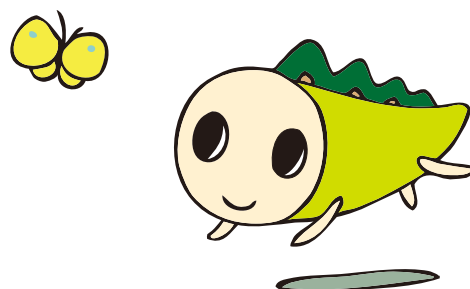
■保育環境の整備

子どもたちが保育園で安全に、安心して、安定して育つために保育環境の整備は欠かせない。そのための保育施設の基準（面積、職員配置、屋外環境）の設定は、良好な保育環境の確保のために極めて重要である。

東京都保育所整備・運営基準によれば、保育室等の基準設備は、「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。」としている。しかし、杉並区では、良好な保育環境の確保のため0歳児の保育室の面積は5.0平方メートルを基準としている。

また、保育所の職員についても、「満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上」のところ、1歳児については、5人につき1人の保育士を配置している。

国は、待機児童解消対策として面積基準と保育士人材確保の対策として職員配置基準を国基準とすることを働きかけているが、良好な保育環境の確保のために杉並区基準を維持していく。



終わりに(本方針の活用にあたって)

区立保育園がこれまで培ってきた保育経験を基に、いま保育で何を大切に、子どもたちの未来に向けどのような実践に努めるべきか、また、保育スキルや保育の質の向上には、どのような手立てが必要なのかを検討するなかで、日々の保育を振り返り保育現場の思いを改めて確認しました。

子どもの成長の筋道や保育の基本的な考え方は、時代の流れに左右されず継続されるべきものです。しかし、子どもを取巻く環境や社会状況の変化は、子どもの成長に大きく影響を与えていることも事実です。

本方針は、「実体験に根ざした保育」以下、保育現場の思い、日ごろの保育のなかで改めて強く意識したいこと、今後の実践のなかで取り組みたいことなどを重点化し取上げました。保育には、障害児保育、医療的ケア児の保育、緊急なニーズに対応する保育など、様々な保育がありますが、すべてに共通する取組を盛り込みました。

本方針に掲げたことがらに粘り強く取り組むことが保育の質の向上につながると考えています。

子どもとの対話のなかで試行錯誤を繰り返し、実践を積み重ねていくことでより良い保育が実現していきます。時間がかかっても現場の創意で磨かれ、共有されていくプロセスが大切です。地域の子育てをする保護者にとっても分かりやすく役立つものとなるように工夫されていくことを望みます。

また、区立保育園と一体となって杉並の保育を担っている、私立保育園や各保育施設においても、本方針が可能な限り活用されることを期待します。

改定履歴

版数	発行年月	改定理由
第1版	平成23年9月	初版発行
第2版	平成31年3月	保育所保育指針改定を機に改定
第3版	令和8年3月	「杉並区子どもの権利に関する条例」の施行を機に改定

保育実践方針改定検討会メンバー(令和6年度)

令和6年10月

	所 属	氏 名
1	保育課長	青木 博巳
2	保育施設担当課長	有吉 俊輔
3	善福寺保育園園長	榊原 恭子
4	井草保育園園長	菊地由美子
5	久我山保育園主査	平原盛月子
6	浜田山保育園主査	岩上 香利
7	永福南保育園主査	土橋 瑞穂
8	久我山東保育園主査	小川 雅代
9	阿佐谷東保育園主査	佐藤 裕子
10	堀ノ内保育園	高橋 美和
11	荻窪南保育園栄養士	大宮紗耶香
12	保育課子供園・幼稚園係長	斉藤 千弥
13	保育課保育巡回支援担当係長	武井 直子
14	保育課保育支援係栄養士	佐藤 律子
15	保育課保育支援係看護師	光廣 昌子

事務局	保育課管理係係長	佐々木俊和
	保育課管理係主査	小橋 弘明
	保育課保育支援係長	山口 直子
	保育課支援係主査	麓 吉宏
	保育課保育巡回支援担当	白井江里奈

保育実践方針改定作業部会(令和6年度)

	所 属	氏 名
1	善福寺保育園園長	榊原 恭子
2	井草保育園園長	菊地由美子
3	久我山保育園主査	平原盛月子
4	浜田山保育園主査	岩上 香利
5	永福南保育園主査	土橋 瑞穂
6	久我山東保育園主査	小川 雅代
7	阿佐谷東保育園主査	佐藤 裕子
8	堀ノ内保育園	高橋 美和
9	荻窪南保育園栄養士	大宮紗耶香
10	保育課保育巡回支援担当係長	武井 直子
11	保育課保育支援係栄養士	佐藤 律子
12	保育課支援係看護師	光廣 昌子
13	保育課支援係主査	麓 吉宏
14	保育課保育巡回支援担当	白井江里奈

保育実践方針改定検討会メンバー(令和7年度)

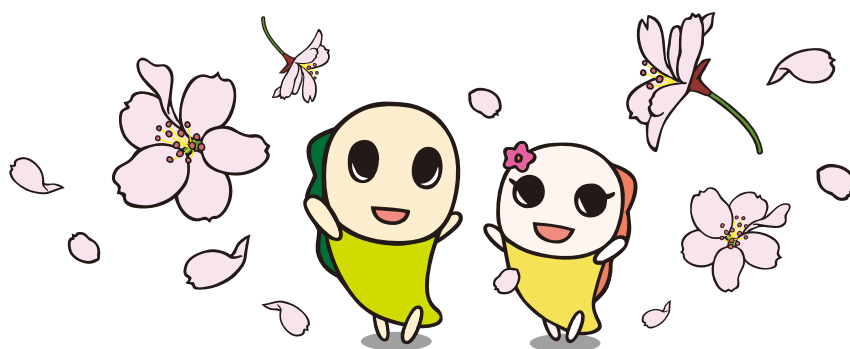
令和7年4月

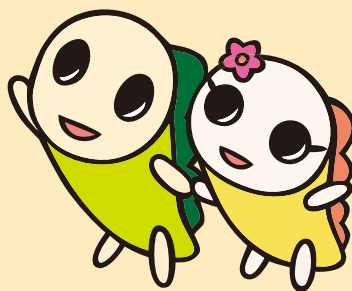
	所 属	氏 名
1	保育課長	青木 博巳
2	保育施設担当課長	森田 龍一
3	井草保育園園長	菊地由美子
4	阿佐谷北保育園園長	森野 久美
5	久我山保育園主査	平原盛月子
6	高井戸東保育園主査	岩上 香利
7	久我山東保育園主査	小川 雅代
8	阿佐谷東保育園主査	佐藤 裕子
9	大宮前保育園主査	戸田 千晶
10	下井草保育園主査	内山美也子
11	堀ノ内保育園	高橋 美和
12	阿佐谷東保育園栄養士	大宮紗耶香
13	保育課保育巡回支援担当係長	武井 直子
14	保育課保育支援係栄養士	佐藤 律子
15	保育課保育支援係看護師	光廣 昌子

事務局	保育課管理係係長	佐々木俊和
	保育課管理係主査	小橋 弘明
	保育課保育支援係長	榊原 恭子
	保育課支援係主査	麓 吉宏
	保育課保育巡回支援担当	白井江里奈

保育実践方針改定作業部会(令和7年度)

	所 属	氏 名
1	井草保育園園長	菊地由美子
2	阿佐谷北保育園園長	森野 久美
3	久我山保育園主査	平原盛月子
4	高井戸東保育園主査	岩上 香利
5	久我山東保育園主査	小川 雅代
6	阿佐谷東保育園主査	佐藤 裕子
7	大宮前保育園主査	戸田 千晶
8	下井草保育園主査	内山美也子
9	堀ノ内保育園	高橋 美和
10	阿佐谷東保育園栄養士	大宮紗耶香
11	保育課保育巡回支援担当係長	武井 直子
12	保育課保育支援係栄養士	佐藤 律子
13	保育課支援係看護師	光廣 昌子
14	保育課支援係主査	麓 吉宏
15	保育課保育巡回支援担当	白井江里奈





杉並区立保育園保育実践方針

令和8年3月発行

登録印刷物番号

07-0083

編集・発行:杉並区子ども家庭部保育課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111(代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>